

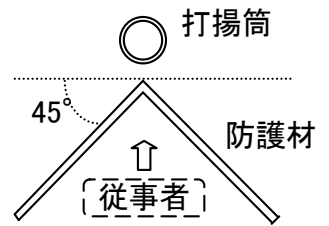
別表第 6（第 6 条関係）

防護措置等

煙火玉の 直径	打揚筒からの離隔距離		
	5m未満	5m以上10m未満	10m以上20m未満
3cm超 15cm以下 (5号玉)	(イ)飛散物を遮断する防 護措置 厚さ2mm以上のポリカー ボネート板又は畳床※1	(ハ)飛散物に対する安全対策 ヘルメット等	
21cm以下 (7号玉)		厚さ2mm以上のポリカ ーボネート板又は畳床 ※1	ヘルメット等
24cm以下 (8号玉)		厚さ4mm以上のポリカ ーボネート板又は畳床 ※1	厚さ2mm以上のポリカー ボネート板又は畳床※1
30cm以下 (10号玉)	打揚げ不可	(ロ)飛散物の威力を軽減する防護措置 厚さ8mm以上のポリカ ーボネート板又は畳床 2枚又は厚さ2.3mm以上 の鋼板※1	
60cm以下 (20号玉)		打揚げ不可	厚さ5.9mm以上のポリカー ボネート板又は畳床2枚以上 又は厚さ1.7mm以上の鋼板※1
60cm. 超		打揚げ不可	厚さ16mm以上のポリカー ボネート板又は畳床4枚又は厚 さ4.6mm以上の鋼板 ※1
60cm. 超	打揚げ不可	打揚げ不可	打揚げ不可

※1 上記表と同等程度の防護措置能力のあるもので可とする。

※2 直径21cmを超え24cm以下の煙火を離隔距離5m未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し45°に設置するときは、厚さ20mm以上のポリカーボネート板又は畳床5枚以上又は厚さ5.8mm以上の鋼板または同等以上の能力を有する措置で可とする。



その他

- (1) 防護材（ポリカーボネート板、鋼板）の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。
- (2) 防護材の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさとする。

[参考図]

複数の打揚筒で同時に打ち揚げる場合の防護措置

